

適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める 意見書

公共サービス基本法第11条には、「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定されており、安全で安心して暮らすことのできる良質な公共サービスの実現のためにも、労働環境の整備に配慮した入札および契約制度実行が求められているところである。

このため、地方自治体の入札と契約に関しては、透明性と公平性、競争性を適切に確保することが重要であるとして、さまざまな施策を実行してきているところであるが、これら制度改革を急速に進めるあまり、さまざまな問題が生じていることも事実である。特に、契約の透明性の確保を目的とした予定価格及び最低制限価格等の事前公表を実施した事例をみれば、入札価格が最低制限価格等に集中し、受託業者に雇用される労働者や下請労働者に対する労働条件の低下等、「官製ワーキングプア」とも呼ばれる事象が生じ、又、いきすぎた価格競争の横行により、公共サービスの低下がうまれてきているところである。

地方自治体が実施する公共サービスの提供における契約行為は、言うまでもなく自治体住民が安全で安心して暮らすことのできる総合計画施策の一部である。入札及び契約制度のあり方については、自治体の工事を請け負う業者や各種業務を受託する業者などをこの総合計画の中でどのように位置付け、自治体住民の共通の理解を広げるのかという観点を踏まえた、真の住民のための適正な入札及び契約制度の実現が急務となっている。

これらの背景を踏まえ、「公共サービス基本法」の確実な履行ができる制度の実現や、入札に参加する事業者が適正に評価され、また、地域社会の形成を担う事業者の育成や、雇用・労働条件の安定といった観点を取り入れた入札及び契約制度の実現が重要である。

よって、扶桑町議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 「公共サービス基本法」第11条を確実に実施できるよう、同法第4条に規定された国の責務を早期に果たすこと。
- 公共サービスに従事する労働者の、適正な賃金・労働条件と雇用の安定・継続を保障させる形での、「公契約法」を早期に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年 6月29日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
財務大臣 麻生太郎 殿
総務大臣 高市早苗 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会